

国の受動喫煙防止対策の強化に向けた動向（県聞き取りメモ）

10月12日に、厚生労働省から、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、受動喫煙防止対策を強化する制度(案)(たたき台)が、報道機関に公表された。厚生労働省への聞き取り及び新聞報道等によると、その概要は以下のとおりである。

1 厚生労働省の受動喫煙防止対策強化の方向性について

- 国際オリンピック委員会（IOC）とWHOは「たばこのないオリンピック」を推進しており、開催地と開催予定地は、罰則を伴う受動喫煙防止対策を講じている。

例）・ロンドン…建物内禁煙
 ・リオデジャネイロ…敷地内禁煙
 ・平昌…原則建物内禁煙。ただし、飲食店等では、喫煙室設置可

- 受動喫煙防止対策を五輪開催国と同等の水準とし、従来の努力義務よりも実効性の高い制度に（イギリス(ロンドン)と韓国(平昌)の混合型の制度設計)

2 受動喫煙防止対策の強化（案）について

（1）主な施設での受動喫煙防止対策（案）

施設の類型		対策（案）
多数の者が利用し、かつ、他施設の利用を選択することが容易でないもの	官公庁、社会福祉施設、運動施設（スタジアムなど）、大学	建物内禁煙
上記の施設の内、特に未成年者や患者等が主に利用する施設	医療機関、小学校、中学校、高校	敷地内禁煙
利用者側にある程度他の施設を選択する機会があるようなものや娯楽施設のように嗜好性が強いもの	飲食店、ホテル・旅館（ロビーなど共用部分）などのサービス業施設、事務所（職場）、ビルなどの共用部分、駅、空港ビル、船着場、バスターミナル	原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
	バス、タクシー	乗物内禁煙
	鉄道、船舶	原則乗物内禁煙（喫煙室設置可）

※ 個人の住宅やホテルの客室などは、規制の対象外とする方針

※ 喫煙室に必要な要件や罰則の内容は今後議論する。

（2）施設管理者や利用者の義務

- ア 施設管理者の義務…禁煙場所の範囲や喫煙室の位置を掲示するなどの義務
- イ 利用者の義務………禁煙場所で喫煙しない義務

（3）罰則

違反者が勧告や命令に従わない場合、過料などの罰則を適用する。

3 法制化にむけた今後の予定

- 今月末にも業界団体から意見聴取・法案作成し、来年の通常国会への提出を目指す。（読売新聞）
- 各省庁や業界団体と調整し詳細を詰める。新法か健康増進法改正を検討。（朝日新聞）
- 今後、飲食業や旅館業など関係団体へのヒアリング等を経て法整備を目指す。（毎日新聞）

県条例・厚生労働省(たたき台)の比較

【 規制内容について 】

施設区分 (厚労省の区分)	名称	神奈川県 公共的施設における 受動喫煙防止条例	厚生労働省(たたき台)
規制内容 (施設区分)	多数の者が利用し、かつ、他施設の利用を選択することが容易でないもの	【第9条】 (第1種施設) 建物内禁煙、喫煙所設置可 ※敷地内(屋外)は規制の対象外	(官公庁や社会福祉施設等) 建物内禁煙、 <u>喫煙所設置不可</u> ※条例に比較し規制強化
	上記の施設の内、特に未成年者、患者等が主に利用する施設		(学校や医療機関等) 敷地内禁煙、 <u>喫煙室設置不可</u> ※条例に比較し規制強化
	利用者側にある程度他の施設を選択する機会があるものや娯楽施設のように嗜好性が強いもの		(駅、空港、鉄道、バス等) 原則建物(乗物)内禁煙 喫煙室設置可 ※喫煙室 煙が外部に流出することを防ぐための措置を講ずる。基準となる設備、構造等は今後検討。
			【第9条】 (第2種施設) 建物内「禁煙」又は「分煙」 喫煙所設置可
罰則	上記義務違反者への対応	【第23条】 罰則(過料)の適用有 ※立入調査、指導、勧告等の実施後	罰則適用有(詳細は検討) ※勧告、命令等の実施後

※国のたたき台では、その他、表示義務ほかを規制予定

【 施設区分による規制内容 】

施設区分 ※第1種等は県条例の規定	名称	神奈川県 公共的施設における 受動喫煙防止条例	厚生労働省(たたき台)
第1種	官公庁	建物内禁煙(喫煙所設置可)	建物内禁煙(喫煙室設置不可) ※条例に比較し規制強化
	社会福祉施設	建物内禁煙(喫煙所設置可)	建物内禁煙(喫煙室設置不可) ※条例に比較し規制強化
	運動施設	建物内禁煙(喫煙所設置可) ※ただし、屋外の施設の場合、室内に準ずる環境部分が禁煙	建物内禁煙 ※ただし、屋外施設の場合、どこまでを規制対象とするかは不明
	医療機関	建物内禁煙(喫煙所設置可)	敷地内禁煙 ※条例に比較し規制強化
	小・中・高校	建物内禁煙(喫煙所設置可) ※ただし、県立高校は、独自の取組みとして、敷地内禁煙	敷地内禁煙 ※条例に比較し規制強化
	大学	建物内禁煙(喫煙所設置可)	建物内禁煙(喫煙室設置不可) ※条例に比較し規制強化
	ビル等の共用部分	建物内禁煙(喫煙所設置可)	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)
	駅、空港、船着場、バスターミナル	建物内禁煙(喫煙所設置可) ※施設内のテナント等は、各区分により規制	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)
	バス・タクシー	車内禁煙(喫煙所設置可)	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)
	鉄道・船舶	車内禁煙(喫煙所設置可)	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)
第2種	サービス業(飲食店、ホテル、旅館等のサービス業施設)	建物内禁煙(喫煙所設置可)又は分煙	原則建物内禁煙(喫煙室設置可) ※条例に比較し規制強化
対象外	事務所(職場)	条例対象外	原則建物内禁煙(喫煙室設置可) ※条例にない新たな規制

※施設区分については、県条例の第1種、第2種の区分により記載したため、厚生労働省のたたき台とは、順番を異にしている。